

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年7月1日

【会社名】 株式会社電通

【英訳名】 DENTSU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 石井直

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目8番1号

【電話番号】 03(6216)8013

【事務連絡者氏名】 経理1部長 高橋祐子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目8番1号

【電話番号】 03(6216)8013

【事務連絡者氏名】 経理1部長 高橋祐子

【縦覧に供する場所】 株式会社電通 関西支社
(大阪市北区堂島二丁目4番5号)
株式会社電通 中部支社
(名古屋市中区栄四丁目16番36号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2015年6月26日に開催された当社第166回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2015年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額10,092,648,930円

ロ) 効力発生日

2015年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更することおよびかかる事業年度の変更に伴う所要の変更ならびに会社法の改正に伴う取締役および監査役の責任免除にかかる所要の変更を行うために、定款の一部変更を行うものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、石井直、中本祥一、加藤讓、ティモシー・アンドレー、松島訓弘、高田佳夫、登内昭、服部一史、山本敏博、西澤豊および福山正喜の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

当該株主総会の終結の時をもって任期満了となる監査役長谷川俊明氏を再任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個数)	反対 (個数)	棄権 (個数)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	2,245,839	49,230	873	94.71%	可決
第2号議案	2,294,159	1,123	664	96.75%	可決
第3号議案					
石井直	2,238,183	53,829	3,908	94.39%	可決
中本祥一	2,266,362	25,650	3,908	95.58%	可決
加藤讓	2,266,286	25,726	3,908	95.57%	可決
ティモシー・アンドレー	2,266,182	25,830	3,908	95.57%	可決
松島訓弘	2,266,296	25,716	3,908	95.57%	可決
高田佳夫	2,266,363	25,649	3,908	95.58%	可決
登内昭	2,266,380	25,632	3,908	95.58%	可決
服部一史	2,266,464	25,548	3,908	95.58%	可決
山本敏博	2,266,390	25,622	3,908	95.58%	可決
西澤豊	1,796,636	498,620	664	75.77%	可決
福山正喜	1,796,635	498,621	664	75.77%	可決
第4号議案					
長谷川俊明	2,289,470	5,812	664	96.55%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(注) 2 賛成比率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。